

奈良県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十二号

奈良県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

奈良県感染症診査協議会条例（平成十一年三月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二の」を「複数の」に改め、同項の表葛城保健所及び内吉野保健所の項中「葛城保健所」を「中和保健所、吉野保健所」に、「葛城・内吉野保健所感染症診査協議会」を「中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会」に改め、同表桜井保健所及び吉野保健所の項を削る。

第三条中「三人」を「六人以内」に改める。

第七条中「委員二人以上」を「委員の過半数」に改める。

第十一条第二号を次のように改める。

二 中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会 中和保健所
第十一条第三号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年二月十六日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県感染症診査協議会条例（以下「旧条例」という。）第二条第二項の規定により設置された葛城・内吉野保健所感染症診査協議会及び桜井・吉野保健所感染症診査協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の奈良県感染症診査協議会条例（以下「新条例」という。）第二条第二項の規定により設置された中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたとみなされる者の任期は、新条例第四条第一項の規定にかかわらず、同日における旧条例第二条第二項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。